

平成18年

第2回 3月定例市議会

会期 3月1日～31日

会期中に審議した議案は、当初予算案12件（原案可決）、条例案22件（原案可決）、補正予算案12件（原案可決）、陳情3件（継続審査）、その他9件でした。

主な議案の概要は次のとおりです。

○固定資産評価審査委員会委員の選任の同意

任期満了となる藤堂 尚氏を引き続き固定資産評価審査委員会委員として任命することに同意しました。

○人権擁護委員候補者の推薦

任期満了となる村中弘幸氏を引き続き人権擁護委員として任命することに同意しました。

○陳情の撤回について

和順講議長外21名から提出された「末端水路の整備と災害防止について」は雨水排水路が一部整備され、また、将来の整備計画も示されたことにより災害防止に向けて一定の成果が確認されたとの判断で、陳情を取り下げる旨の申し出があり、これを承認しました。

○市長等及び教育長の給与の特例に関する条例を制定

本市の厳しい財政状況を勘案し、市長等三役及び教育長の給料月額を

従前に引き続いて平成19年3月分まで、市長10%、助役8%、収入役および教育長7%、それぞれ引き下げの特例条例を制定しました。

○大竹市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例を制定

障害者自立支援法の公布により、市町村にそれぞれ審査会を設置し、その審査および判定に基づいて障害程度区分を認定し、併せて介護給付等の支援の要否等を決定することとなったため、条例を制定しました。

○大竹市国民保護協議会条例を制定

○大竹市国民保護対策本部及び大竹市緊急対処事態対策本部条例を制定
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行により、本市における具体的な対応を行うため、2件の条例を制定しました。

○大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例を制定

○大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者を指定

三倉岳休憩所の管理運営について指定管理者制度に移行させるための条例を制定し、三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者とすることを議決しました。

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正

障害者自立支援法に基づき設置される大竹市障害程度区分認定審査会委員の月額報酬を設定するため、所要の改正を行いました。

○一般職の職員の給与に関する条例を一部改正

人事院による国家公務員の平成17年度の給与改定に関する勧告に沿った国家公務員の新しい給与体系に準じて、本市職員の給与改定を行うため、所要の改正を行いました。

○大竹市手数料条例を一部改正

地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行いました。

○大竹市農林振興センター条例等を一部改正

農林振興センター、憩の森、広原農村公園については指定管理者制度を導入せず、当面はこれまでどおり

市の直営で管理を行うことが適当であると判断されるため、関係条例の改正を行いました。

○大竹市マロンの里設置及び管理条例を制定

○大竹市マロンの里の指定管理者を指定

マロンの里の管理運営について指定管理者制度に移行させるための条例を制定し、佐伯中央農業協同組合を指定管理者とすることを議決しました。

○大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例を一部改正

県の制度見直しに合わせ、一医療機関ごとに一日500円の一部負担金を導入するため、所要の改正を行いました。

○大竹市重度心身障害者医療費支給条例を一部改正

県の制度見直しに合わせ、一医療機関ごとに一日200円の一部負担金を導入するため、所要の改正を行いました。

○大竹市国民健康保険条例を一部改正

地方税法の改正に伴い、国民健康保険等の一部負担金に係る所得の額の算定および国民健康保険料の算定等に関する、所要の改正を行いました。

○大竹市介護保険条例を一部改正
介護保険制度の改正を踏まえ、第3期介護保険事業計画を策定したことに伴い、平成18年度から3年間の介護保険料を新たに算定するため、所要の改正を行いました。

○大竹市農業集落排水処理施設条例を一部改正
農業集落排水処理施設については指定管理者制度を導入せず、これまでどおり市の直営で管理を行うことが適当であると判断されるため、所要の改正を行いました。

○大竹市立公民館設置及び管理条例等を一部改正
総合市民会館をはじめとする社会教育施設等については指定管理者制度を導入せず、当面はこれまでどおり市の直営で管理を行うことが適当であると判断されるため、所要の改正を行いました。

○大竹市水道条例を一部改正
現状の船舶給水料金は他都市と比較して高い設定となっており、これを見直すため所要の改正を行いました。

○大竹市火災予防条例を一部改正
条文中に遮熱材料のひとつとして例示されている石綿を削除するため、所要の改正を行いました。

○大竹市消防等賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例を一部改正
平成18年4月1日から広島県市町公務災害補償組合に加入することに伴い、所要の改正を行いました。

○大竹市退職手当基金条例を一部改正
平成18年4月1日から広島県市町職員退職手当組合に加入することに伴い、関係条例について所要の改正ならびに廃止を行いました。

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等を廃止する条例を制定
平成18年4月1日から広島県市町公務災害補償組合に加入することに伴い、関係条例の廃止を行いました。

○大竹市コミュニティサロンの指定管理者を指定
コミュニティサロン元町の指定管理者に大竹市シルバー人材センターを、コミュニティサロン栄町の指定管理者に栄B地区自治会連合会を、コミュニティサロン玖波の指定管理者に現在の管理運営委員会をそれぞれ指定することを議決しました。

○大竹市地区集会所の指定管理者を指定
小栗林集会所の指定管理者を小栗林自治会とすることを議決しました。



コミュニティサロン玖波

○大竹市三倉岳人工登はん壁の指定管理者を指定
三倉岳人工登はん壁の指定管理者を引き続き三倉岳県立自然公園協議会とすることを議決しました。

○工事請負契約の変更契約の締結
大願寺山宅地造成工事(その一)について、雨水排水工と調整池工の一部を河川整備工として再編し、開発周辺部に森林工を追加することもに施工期間を確保するための工期延長を行うため、変更契約を可決しました。

変更前 89億285万2千350円
変更後 89億8千800万円

請負者 (株)大林組、五洋建設(株)、三菱重工業(株)、三菱レイヨン・エンジニアリング(株)特定建設工事共同企業体

○平成17年度大竹市一般会計補正予算第7号および第8号

第7号における歳出補正額の主な内容は、総務費で退職手当1億9千800万円の追加、衛生費でトレイ・廃プラスチック処分委託料2千895万円の追加、農林水産業費では漁港施設についての県営事業負担金2千96万7千円の減額、商工費では融資預託金等執行残の整理2億4千528万8千円の減額、土木費では河川・水路の改良保全事業に要する経費ほか2億6千788万円の追加などです。

歳入補正額の主な内容は、法人市民税1億8千182万2千円の増額、国庫支出金および県支出金の事業実績に伴う整理、退職手当に伴う水道会計からの繰入等が挙げられます。

第8号は、一般会計補正予算第7号の作成後に申し出のあった、職員退職に伴う予算1千700万円の追加で、以上2件の補正予算により一般会計の歳入歳出予算総額を、124億4千26万円とするものです。

※ その他、特別会計6件、企業会計4件の補正予算などが審議されており。